

社会福祉法人 ^{鳥取県} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-11：多剤耐性緑膿菌（MDRP）		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-11-1-220601	ページ	1 / 4

K-11：多剤耐性緑膿菌（MDRP）

1. 手指消毒の徹底

- ・尿、喀痰、便、膿、浸出液などに触れた者が次の患者に接触することで伝播することが多いと考えられていることから、処置時の事前事後の手洗いや消毒、手袋の着用を徹底する。
- ・特に、喀痰措置や陰部の清拭、尿路カテーテルの操作時に留意する。
- ・患者、家族に対しても手洗いを励行するよう要請する。

2. 尿路系の処置時の取り扱い手順の再確認

- ・尿道留置カテーテルや蓄尿の適応を慎重に検討する。
- ・尿路カテーテルの留置期間を必要最小限とする。
- ・尿路系の処置において、スタッフ・患者間および患者・患者間の接触感染の可能性を最小とするように、現在の手順を再確認する。

3. 水回りの環境整備

- ・固形石鹸の共用利用はしない、洗浄の飛沫のかかる場所に器具やペーパータオルを置かないなど、手洗い場や汚染処理場における対応を再確認する。

4. 標準予防策の徹底

- ・隠れた陽性患者がいることを念頭におき、全入院患者に対して標準予防策を徹底する。
- ・感染のリスクが高いと思われる入院患者については適宜スクリーニング検査を実施する。

5. 検出患者への対応

- ・入院患者からのMDRPが検出された場合は、厳重な監視（個室管理やコホーティング）を行う。

6. 情報の共有・還元

- ・検出患者情報を一元的に管理し、担当以外のスタッフにも周知する。
- ・当該患者の担当者は、病院全体の感染対策の立案に参画する。
- ・管理職はリンクナースの活動を十分にサポートする。
- ・退院時には、転院先またはかかりつけ医に対して情報を提供する。
- ・MDRPが過去に一度検出された患者に対しても留意する。

7. 感染防止態勢の確立

- ・院内感染対策委員会において、MDRP感染防止に関する技術的事項等を検討する。
- ・MDRPに関する院内感染対策マニュアルを整備する。
- ・全ての職員に対し組織的、継続的に指示や教育等を行う。

社会福祉法人 ^{群馬} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-11：多剤耐性緑膿菌（MDRP）		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-11-1-220601	ページ	2 / 4

MDRP 陽性患者の感染対策

項目	看護手順
1. 判定基準と隔離	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌検査室より多剤耐性緑膿菌の連絡があったら、ただちに個室隔離をする ・ICUで緑膿菌感染者が発生した場合は一般病棟の個室への転室を主治医・感染対策委員長と相談し検討する
2. 事務手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1) 多剤耐性緑膿菌患者発生の病棟連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者だけが分かる印、多剤耐性緑膿菌は水色のシール、緑膿菌は緑色のシールをシスコールのプレートに貼る ・個室は面会謝絶のプレートをドアにつけ表示する ・患者のプライバシーを尊重する 2) 多剤耐性緑膿菌が発生した場合には直ちに主治医が所定の用紙に記入の上、感染対策委員会へ報告する <ul style="list-style-type: none"> ・課長は看護部長に報告する ・夜間、休日はリーダーが責任看護師に報告する 3) 検査、手術、他科受診時の連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・検査伝票、他科依頼連絡表に多剤耐性緑膿菌が陽性であること、検出部位を明記する
3. 手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・診察、処置、介助を問わず、手指衛生5つのタイミング（①患者に触れる前 ②清潔/無菌操作の前 ③体液に曝露された可能性のある場合 ④患者に触れた後 ⑤患者周辺の物品に触れた後）で手指衛生を行う
4. 個人防護具	<ul style="list-style-type: none"> ・血液、体液、排泄物などの飛散により汚染や感染の恐れがある時には、マスク・グローブ・アイプロテクション・ビニールエプロン等の個人防護具を使用する ・個人防護具は、使用毎に廃棄する
5. 医療機具医療機器の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する物品は可能な限り専用とする（血圧計・ステート・アルコール綿・体温計） ・持ち出す場合、アルコール消毒する ・汚染された金属製品などのプラスチック類は水洗いし、ビニール袋に入れ消毒に出す ・ネブライザーは次亜塩素酸ナトリウム0.01%で消毒する ・基本的には蓄尿カメは使用せず使い捨て蓄尿袋を使用する ・蓄尿カメ、尿器は、0.01%次亜塩素酸ナトリウムで1時間浸漬消毒する
6. 汚染リネンの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・血液、分泌液で汚染した物は定められたビニール袋に入れ、バイオハザードマークシールを貼り、病棟名と緑膿菌と明記し所定のポリバケツに入れる ・1日1回看護補助が汚染リネン倉庫に運ぶ ・カーテンは汚染が認められた時に交換する
7. 病室の掃除と消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・病室の消毒は原則として必要無い（通常の掃除で良い） ・血液・体液・排泄物・皮膚落屑物が飛散している場合は、汚れを取り除いてから0.5～1%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する

社会福祉法人 ^{鳥取県} 鳥取済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-11：多剤耐性緑膿菌（MDRP）		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-11-1-220601	ページ	3 / 4

8. 食器の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・特に他の患者と区別する必要はない ・栄養ボトルは本人専用として洗剤で洗い、流水でゆすいだ後 0.01% 次亜塩素酸ナトリウムに 1 時間以上浸漬し、使用直前に水ですすぎ使用する
9. ゴミの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性医療廃棄 BOX を病室に置き、その中に全て廃棄する
10. 身体の清潔	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は感染症状がなければ制限しない ただし、日勤において最後の入浴とする ・使用後の浴槽は、市販の洗浄剤で十分洗浄した後に一般の患者の入浴を再開する ・タオルはビニール袋に入れ、病棟名と多剤耐性緑膿菌と明記し、リネン庫の専用ラックに入れる ・1 日 1 回、看護補助が不潔リネン庫に運ぶ
11. 他部門への移動、 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器感染の患者はマスク着用して移動する 検査、リハビリテーション、他科受診終了後に、痰、尿、血液（汗以外の液体）の汚染が認められた場合には 0.5～1% の次亜塩素酸ナトリウムで汚れを取り除いた後、汚染した場所を拭く その後は通常の掃除で良い 1) CT、MRI、その他の放射線の検査 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として日勤において最後に行う ・予約する際に MDRP であることを伝える 2) 介助者はマスクを着用し、汚染が考えられる場合はグローブ、ビニールエプロンを着用する 3) 内視鏡 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として一日の最後に検査を行う ・検査に使用した器機類はエタノール液で拭くか、ビニール袋に入れて消毒に入れて消毒に出す ・予約する前に MDRP であると伝える ・介助者はマスクを着用し、汚染が考えられる場合はグローブ、ビニールエプロンを着用する 4) 高圧酸素 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧酸素治療を行っていた患者が、MDRP 陽性であることが判明した場合には塩化ベンザルコニウム液で庫内を拭いた後 1 時間放置し、他の患者の治療を再開する 5) リハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯を区別するなどして行う 6) 他科受診 <ul style="list-style-type: none"> ・他科依頼連絡票に感染症名を記入する 7) 透析 <ul style="list-style-type: none"> ・MDRP であることが判明した場合透析は透析室の個室で行う ・透析室で行えない場合には病室で行う
12. 外出	<ol style="list-style-type: none"> 1) 院内の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・検査、治療、その他必要がある場合以外は隔離してある部屋からの外出はひかえる ・咳、痰のある患者はマスクを着用する 2) 院外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の許可のもと外出する ・咳、痰のある患者はマスクを着用したまま外出する
13. 手術	<ul style="list-style-type: none"> ・加須病院手術基本消毒法に準ずる

社会福祉法人 ^{群馬} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-11：多剤耐性緑膿菌（MDRP）		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-11-1-220601	ページ	4 / 4

14. 集中治療室	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として MDRP の患者は、集中治療室には入室させない ・ただし、一般病棟での看護が著しく困難で、集中治療室での管理が必要である場合は、主治医及び院内感染対策委員長と相談したうえで、集中治療室の個室に収容する
15. 家族への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の家族に、主治医が MDRP について、隔離について、退室時の手指消毒の必要性など説明する ・家族が病室に入るときは手指衛生を実施する。接触、飛沫感染の恐れのある人はグローブ、ビニールエプロン等の防護具を着用するように、主治医や看護師が指導する ・また、洗濯物の取り扱い方についても指導していく（家族の人とは別に洗う、洗濯物はビニール袋に入れる） ・面会は必要に応じて制限する ・同居している家族、または近い親戚のみに限定することが望ましい ・高齢者、乳児、体力の落ちた人などの易感染者は面会を制限する
16. 医療従事者について	<ul style="list-style-type: none"> ・培養検査で多剤耐性緑膿菌感染者であることが判明した場合、特に行動制限、業務制限はしない ・勤務中手指衛生を励行する
17. 退院後部屋の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の清掃は通常通りでよい ・患者が触れるようなところ（ベッド周り、ドアノブなど）はアルコール消毒を行う